

高齢者住宅改造助成事業（上乘せ）手続き

○利用対象者

介護認定を受けている，市民税非課税の方。
ただし，世帯全員の市税が完納されていることが条件です。

○申請方法

介護保険の住宅改修はケアプランに基づき行われます。工事を計画する前に，ケアマネージャー（介護支援専門員）にご相談ください。

○補助金額

介護保険の住宅改修の限度額を超える額の3分の2で，333,000円を限度に，1回に限り補助します。

1. 事前協議（事前協議していない工事には助成できません）

事前協議時提出書類

- ①事前協議書
- ②見積書
- ③図面 工事前，後の状況がわかる図面
- ④理由書（介護保険分提出のコピー）
※長寿支援課で最終的に許可されたものを付けてください。
- ⑤工事前の写真2部
- ⑥賃貸住宅の場合は貸主の承諾書（介護保険分書類のコピーでよい。）

2. 工事内容が変更になる場合は，追加の事前協議をお願いします。

長寿支援課 担当と協議

- ※変更の場合は必要書類の再提出もあります。
- ※追加の事前協議がない場合は正式申請を受付できません。

3. 工事着工

4. 工事完了

5. 正式申請

- ①申請書
- ②領収書（原本を持って来てください。長寿支援課の受付印を押印後，返却します）
- ③工事前後が比較できる写真，各2部
（前に2部出している場合は後の2部でもかまわないが，改造申請箇所の前後の対応がわかる写真を提出してください。）
- ④補助金請求書（日付と金額無記入をお願いします。）
- ⑤内訳書（介護保険分と同じもの）1部
- ⑥図面 工事前，後の状況がわかるもの（事前協議時と変更なければ提出不要）

6. 工事完了確認（市が現地調査：担当者＋建築士でうかがいます。），

7. 支払事務（調査を受けて市が書類を作成）

8. 口座へ支払（上乘せなので，介護保険分とは支払時期がずれる場合があります。）